

倉敷市告示第 3 0 5 号

倉敷市民間母子生活支援施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 2 日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市民間母子生活支援施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 児童福祉の充実を図るため、市内において母子生活支援施設の施設整備及び設備整備を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和 4 3 年倉敷市規則第 3 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設等)

第 2 条 補助金の対象となる施設は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 8 条に定める母子生活支援施設及び当該施設と一体的に整備することで当該施設の運営に係る効用が増加する施設（以下これらを「補助対象施設」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱（平成 1 3 年倉敷市告示第 1 4 1 号）別表第 3 に規定する次世代育成支援対策施設整備交付金対象事業とし、当該要綱により交付される補助金（以下「整備費補助金」という。）を活用して実施する施設整備事業とする。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業について整備費補助金の交付決定を受けた社会福祉法人とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総事業費（補助対象施設の新設等に要する経費の総額をいう。以下同じ。）から次の各号に掲げる額の合計額を控除して得られる額とする。

(1) 土地の取得に要する経費

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると

認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する経費

(3) 整備費補助金において補助対象となる経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費として適当と認められない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるもののうち、最も低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 前条の規定により算定して得た額

(2) 総事業費に4分の3を乗じて得られる額から、整備費補助金を控除して得られる額

(3) 6,000万円

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請額算出内訳書

(2) 事業計画書

(3) 補助対象事業の進捗状況が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金の交付の適否を決定し、速やかに所定の通知書により通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽易な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受領した日）から起算して1月を経過した日又は事業の完了の日の属する年度の3月10日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のい

ずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 精算額内訳書
 - (2) 完了写真
 - (3) 工事業者等への支払領収書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 市長は前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱若しくは規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(仕入控除税額の報告等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、所定の仕入控除税額報告書により速やかに（遅くとも事業の完了の日の

属する年度の翌年度の末日（閉庁日の場合は、その日前において最も近い閉庁日）までに）市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該仕入控除税額に相当する補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係書類の保存年限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。